

令和7年毎月勤労統計調査特別調査結果の概要 埼玉県

この調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにし、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査」を補完することを目的としています。

1 賃 金

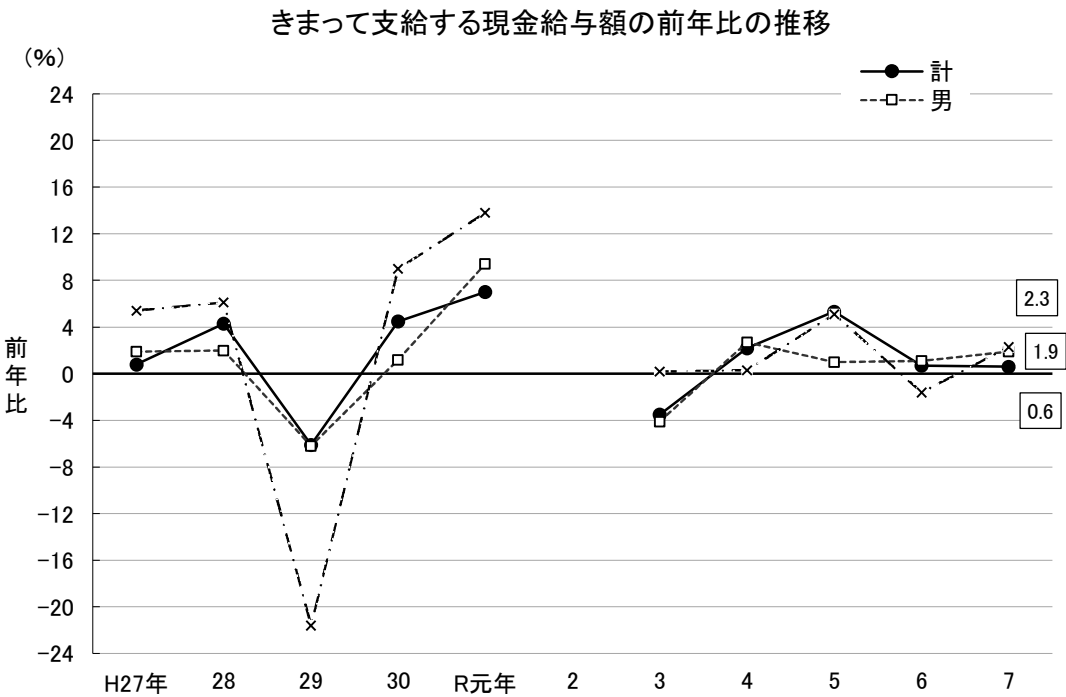
(1) きまって支給する現金給与額

令和7年7月分の小規模事業所(常用労働者1～4人の事業所、以下同じ)の1人平均月間きまって支給する現金給与額は、227,791円(前年比0.6%増)となりました。

男女別では、男は304,346円(前年比1.9%増)、女は159,576円(前年比2.3%増)でした。

主な産業についてみると、製造業は247,230円、卸売業、小売業は238,701円、医療、福祉は183,784円でした。

また、きまって支給する現金給与額の事業所規模間の格差についてみると、小規模事業所の給与水準は、事業所規模5人以上を100とした場合は84.3、規模5～29人を100とした場合は94.7、規模30人以上を100とした場合は78.1でした。



注1) 令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で特別調査を中止した。令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は221,829円となっている。

注2) 令和3年分のきまって支給する現金給与額の前年比については、令和元年との比較で算出している。

小規模事業所の給与水準比較

	きまって支給する現金給与額(円)				小規模事業所の水準		
	1～4人	5人以上	5～29人	30人以上	5人以上=100	5～29人=100	30人以上=100
計	227,791	270,089	240,537	291,741	84.3	94.7	78.1
男	304,346	342,653	322,192	355,914	88.8	94.5	85.5
女	159,576	193,218	165,652	216,161	82.6	96.3	73.8

事業所規模5人以上、5～29人、30人以上の数値は、「毎月勤労統計調査地方調査」(令和7年7月分)の結果です。

(2) 特別に支払われた現金給与額（勤続1年以上の常用労働者について集計）

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの過去1年間に特別に支払われた現金給与額は、266,444円（前年比3.4%増）、きまって支給する現金給与額に対する割合は、1.17か月分（前年差0.03か月分増）となりました。

男女別では、男は391,020円（前年比12.1%増）、女は153,792円（前年比9.4%減）でした。

2 出勤日数

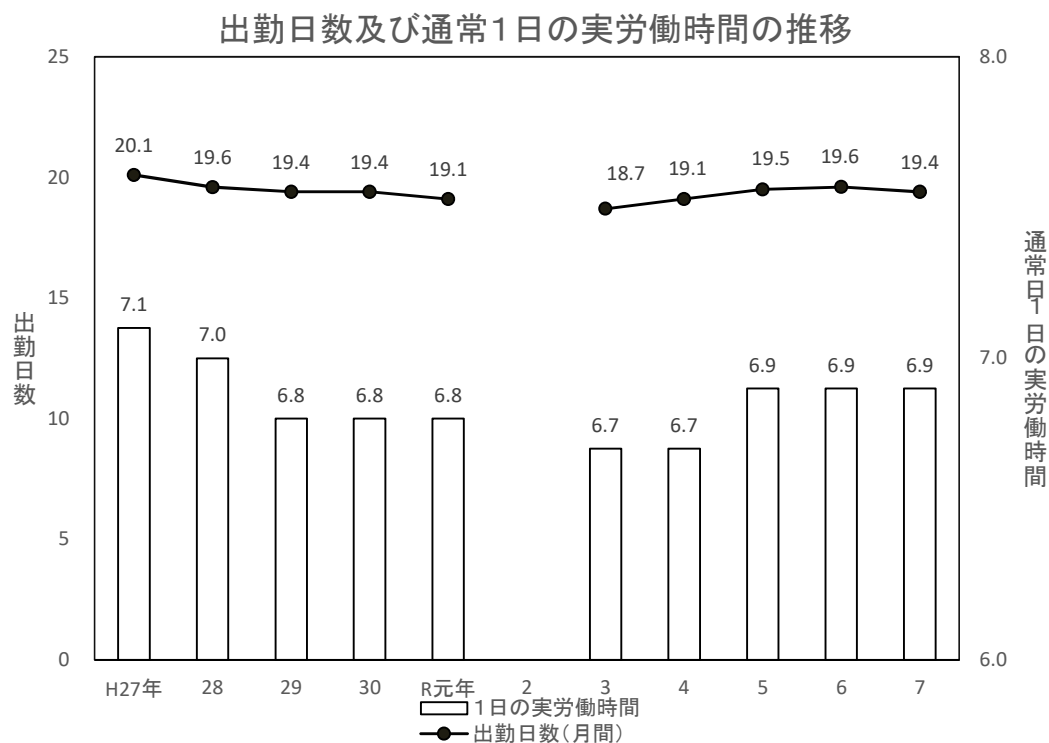
令和7年7月の1人平均月間出勤日数は、19.4日（前年差0.2日減）となりました。

男女別では、男が21.4日（前年差0.1日増）、女は17.7日（前年差0.2日減）でした。

3 労働時間

令和7年7月の1人平均通常日1日の実労働時間は、6.9時間（前年差0.0時間）となりました。

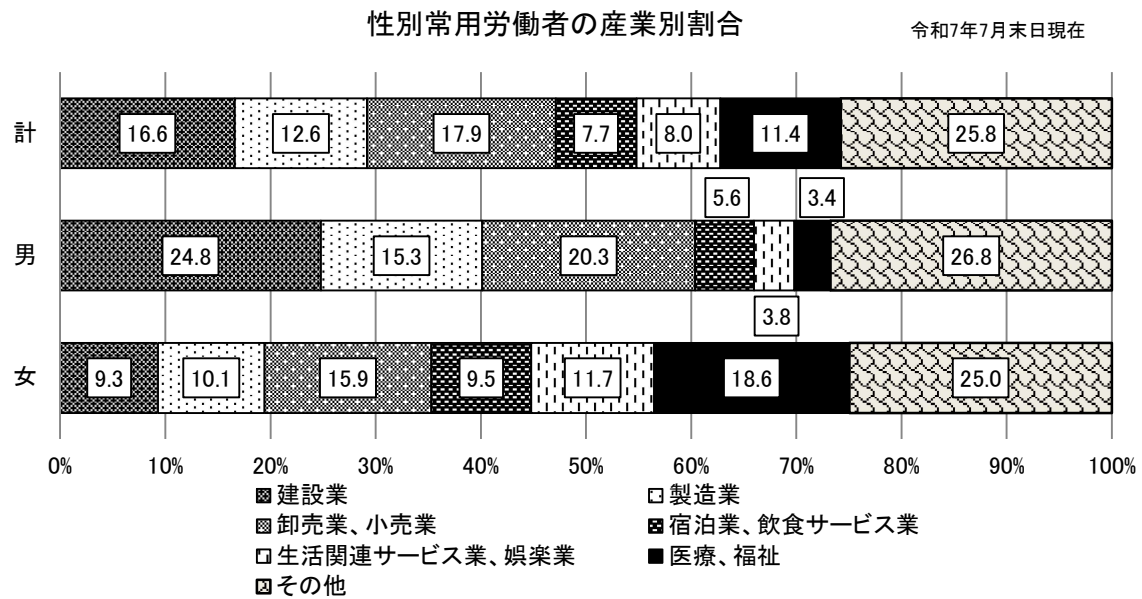
男女別では、男が7.6時間（前年差0.1時間減）、女は6.3時間（前年差0.1時間増）でした。



注3) 令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で特別調査を中止した。令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人の出勤日数は19.1日、通常日1日の実労働時間は7.0時間となっている。

4 雇 用

常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、卸売業、小売業が17.9%と最も多く、次いで建設業が16.6%、製造業が12.6%、医療、福祉が11.4%、生活関連サービス業、娯楽業が8.0%、宿泊業、飲食サービス業が7.7%となりました。



性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1～4人)

産業	計	男	女	女性労働者の割合
	%	%	%	%
調 査 産 業 計	100.0	100.0	100.0	52.9
建 設 業	16.6	24.8	9.3	29.7
製 造 業	12.6	15.3	10.1	42.5
卸 売 業 , 小 売 業	17.9	20.3	15.9	46.8
宿 泊 業 , 飲 食 サービス 業	7.7	5.6	9.5	65.5
生 活 関 連 サービス 業 , 娯 楽 業	8.0	3.8	11.7	77.5
医 療 , 福 祉	11.4	3.4	18.6	85.8
そ の 他	25.8	26.8	25.0	51.1

注4)「その他」とは、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃借業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計である。常用労働者数については、単位未満四捨五入のため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

注5)「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

5 利用上の注意

この調査結果は、厚生労働省が集計及び公表しているものから本県分を中心に取りまとめたものです。